

西南小の風

だれかのために じぶんのために いっしょうけんめい

教育の土台

今日は西南中校区の音楽会でした。4年生が西南小代表として緊張の面持ちで演奏しました。リハーサルの10倍の出来に大感動でした！



今、熊本県人権月間です。

どの学校も教育の土台には人権教育を据えています。そして、様々な人権問題の中でも、中心に据えているのは部落差別（同和問題）です。中心に据える理由は、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、**もっとも深刻にして重大な社会問題である**」（同対審答申 一九六五）という一文が明確にしています。

ところが、「今も差別があるのか」というような感覚を持つ人は少なくありません。先日、「ウェブ上に掲載される差別部落の地名を巡る記事や写真などの削除を求める仮処分申し立て」の記事をネットで読んだ時のことです。コメント欄を見ると、前述の「今も差別があるのか」という内容や、明らかな差別が渦巻いていました。それらは、コメントの主自身が差別として認識していないことが伝わってくる書きぶりでした。特に匿名世界であるネット上は部落差別が未だ根強く、差別に出会うことは珍しいことではありません。誰もがそうした情報に触れることができます。知ろうとしないだけなのです。他にも同和問題に関しては、一般に次のような認識の誤りがあります。（『人権研修テキスト』熊本県より）

A 同和問題は、教えるからかえって差別が広がるのでは？ そっとしておけば自然になくなるのでは？

↓これまでの調査で、日常的に様々な媒体から同和問題についての間違った情報を得てしまう人が多いことがわかっています。また、明治の解放令後、同和問題をほとんど啓発しない「教えない」期間が約百年ありました。差別はなくなりませんでした。

B もう同和問題は解決したのでは？

↓平成二八年の「部落差別の解消の推進に関する法律」も、令和二年の法務省の調査結果報告書も、部落差別の存在を明記しています。そしてネットを見れば前述のように匿名の差別的なコメントや情報が並んでいます。↓

C 分散して住めば差別はなくなるのでは？

↓そもそも転居を強制するのは基本的人権の侵害になります。また、転居した人も身元調べをされて差別される事実が未だに後を絶ちません。

D 同和問題は、同情心があれば解決するのでは？

↓同情心の裏には自分でなくてよかったという人事の感覚や、自分は差別されない立場だという優越感があったりします。そして、差別はいじめ同様に「かわいそう」では何も解決しません。

E 同和問題は、自分には関係ないのでは？

↓自分の中の差別意識に気づかず、ふとした時に人を傷つけたり、傷つけられたりしている場合があります。また、身内が同和問題による差別の当事者になった場合、身内が差別されるのは許せない思いから、差別的な言行をしてしまうことがあります。

同和問題の「問題」とは誰の問題かという点、ずる側の問題です。差別の現実を知り、それが間違ったこと、自分たちの問題であるという認識を持つことは、部落問題学習の入り口です。そして、理不尽な差別の中で差別に負けず生きる人、反差別の立場をつらぬく人の「生き方」に学んで、自らの反差別の生き方を自分の生活の中で考えていくことが大切な学びです。そうして人権感覚を磨いていきます。

私たち学校職員は年間十回以上の研修を行います。差別をしない、差別をさせない人を育てる最前線にいるからです。そして、その自覚をもった上で授業づくりをしていきます。ただ、学校だけで人権教育はできません。文科省の「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめには次のようにあります。

「たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない」

学校と保護者の真ん中に子どもを置いて、私たち大人も常に人権感覚を磨いていく必要があります。差別やいじめを見て見ぬふりする人に、絶対に育てて欲しくないからです。